

みよし市とトヨタ自動車ヴェルブリッツ
の間における相互支援協定書
(通称 パートナーシップ協定)

みよし市とトヨタ自動車株式会社ラグビー部「トヨタ自動車ヴェルブリッツ」(以下「ヴェルブリッツ」という。)は、ラグビーを通じ、地域社会における文化、教育、まちづくり等の振興に関し、相互の連携及び協力を推進するため、次のとおり相互支援協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、みよし市とヴェルブリッツが緊密に連携・協力しながら次に掲げる事項を実現することにより、ラグビー振興を基軸とした活力ある個性豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

- (1) 一般社団法人ジャパンラグビートップリーグの理念に基づき、ラグビー文化の振興を円滑かつ確実に実施すること。
- (2) 地元スポーツチームを応援し、その発展と充実を図ること。

(連携事業)

第2条 みよし市とヴェルブリッツは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「連携事業」という。)について、連携・協力をを行うものとする。

- (1) 両者がそれぞれに有する人的資源及び物的資源の活用に関する事業
- (2) ラグビーに関する教育及び人材の育成に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(連携推進会議)

第3条 連携事業を円滑に実施するために、連携推進会議(以下「推進会議」という。)を置き、必要に応じて開催する。

2 推進会議は、みよし市及びヴェルブリッツから選任された委員によって構成する。

(事業計画書及び実績報告書)

第4条 連携事業の実施に当たっては、事業計画書を作成しなければならない。

- 2 前項の事業計画書に定めのない連携事業を行おうとするときは、その都度、みよし市及びヴェルブリッツの両者又は推進会議において協議して定めるものとする。
- 3 連携事業を実施したときは、事業終了後に事業報告書を作成するものとする。

(守秘義務)

第5条 みよし市及びヴェルブリッツは、連携事業において相手方から知り得た秘密について、この協定の有効期間中又は有効期間終了後にかかわらず、これを第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、令和4年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日の1月前までにみよし市又はヴェルブリッツのいずれかが更新をしない旨の意思表示をしない限り、同一条件でさらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第7条 みよし市又はヴェルブリッツのいずれかがこの協定を解除するときは、解除しようとする日の1月前までに、相手方に対して書面によりその旨を通知しなければならない。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、みよし市及びヴェルブリッツが協議して定めるものとする。

協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月21日

みよし市
代表者 みよし市長

トヨタ自動車ヴェルブリッツ
代表者 部長

小野田賢治

上田真一